

第84回桜まつり

観光物産出店者募集

問合せ 幸手市観光協会事務局(商
工観光課内) ☎(43)1111 内線
593・FAX(43)1123

桜まつり開催期間中に、権現堂公園幸手桜堤特設テントにおいて市の観光物産品を販売する市内業者を募集します。
出店期間 3月26日(水)～4月10日(木) 午前9時～午後4時
対象 観光協会会員
募集数 20店
出店料 1万円
販売品目 幸手桜まつり物産

出品基準に定めるもの
※原則として、市内で製造・加工または販売を行う事業所で、市のイメージアップにつながる、お土産品として持ち帰ることができるもの。詳細については、お問い合わせください。
販売品目数 1店につき10品目以内
※物産品は桜まつり実行委員

会と協議の上、決定します。
※新規の販売品目については、2月24日(月)に行う物産部会にて審査しますの
で、販売品の見本をお持ちください。
申込み 出店申込書(観光協会事務局で配布)に必要事項を記入の上、2月21日(金)までに直接観光協会事務局へ

平成26年

さくら親善大使募集



対象 幸手が好きな18歳以上の人(既婚・未婚問わず)
※さくら親善大使に選出された人は、任期終了までほかの団体の親善大使などへの応募や兼任はできません。
人数 3人(応募者多数の場合)

合は書類選考・面接有り)
※書類選考通過者には、2月28日(金)または3月3日(月)に電話で連絡をします。
※2次選考は3月9日(日)に実施します。

指定写真 最近3か月以内に撮影したサービサイズ程度のカラー写真で、1人で写っている全身・上半身のものを各1枚
※写真の裏側に氏名を記入
※応募用紙、写真の返却はしません。

応募方法 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先(学校名)、応募動機、趣味・特技、自己PRを応募用紙(書式自由)に記入の上、指定写真を添付し郵送または直接観光協会事務局(〒340-0192 幸手市東4-6-8)へ

応募期限 2月28日(金)(必着)
表彰・賞品 10万円の賞金
主な活動内容 桜まつりキャンペーン・交通安全運動街頭広報・市民まつり・交通安全パレード・市のPR活動など

杉戸高野台駅前市営自転車駐輪場の登録受付(3月3日から)

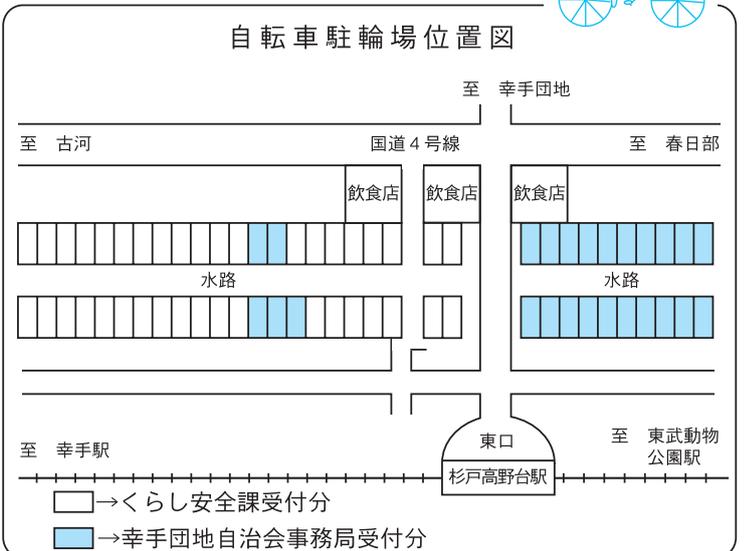
問合せ 暮らし安全課 ☎(43)1111 内線 174, 175
FAX(44)0257
幸手団地自治会事務局 ☎(42)5320

貸出期間 4月1日～平成27年3月31日
※収容台数に満たない場合は、4月以降も暮らし安全課で受け付けます。
対象 市内在住・在勤・在学で杉戸高野台駅まで自転車を利用する人
※現在利用中の人も改めて登録が必要です。
使用料 月額500円(1台)
登録方法 登録用紙(暮らし安全課または幸手団地自治会事務局で配布)に必要事項を記入の上、使用料を添えて下記の窓口へ
※家族のみ登録を代理で行えます。



【受付窓口】

| 市役所暮らし安全課 | |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 期間 | 3月3日(月)～31日(月)※平日のみ |
| 時間 | 午前8時30分～正午・午後0時30分～5時 ※3月3日(月)は第2庁舎1階第5会議室 ※3月8日(土)・9日(日)は午前9時～正午 |
| 幸手団地自治会事務局 | |
| 期間 | 3月3日(月)～20日(木)※平日のみ |
| 時間 | 午前10時～正午・午後1時～4時30分 ※3月8日(土)は午前10時～正午 |



こんにちは！地域包括支援センターです

本人の権利と財産を守る成年後見制度

—成年後見制度とは？—

認知症や精神障がいなどで判断能力が不十分となった場合に、援助者が本人に代わって契約手続きや財産の管理などを行うことで、本人の権利と財産を守り生活を支援する制度です。この制度は、任意後見制度と法定後見制度の2種類があり、本人の状態に応じて利用することができます(右記参照)。

—こんな場合に利用できます—

- ・離れて暮らす母親に認知症の症状が出始めたので、悪質商法などの被害に遭わないか心配
- ・一人暮らしなので、将来認知症になったときのことが不安
- ・最近お金の管理に自信がなくなってきたので、財産の管理を任せられる人がいたらと思う

—任意後見制度—

対象 今は判断能力があるが、判断能力が不十分になった時に利用したい人

あらかじめ援助者(任意後見人)を選び、預貯金の管理や介護サービスの契約、施設の入所契約など、本人の希望に応じた支援内容を契約します。本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が契約に従って本人を支援します。

—法定後見制度—

対象 すでに判断能力が不十分な人

本人の判断能力の程度に応じて、「後見」「補佐」「補助」の制度が利用できます。家庭裁判所が、「後見」などの開始の審判の申立てに基づき、成年後見人などに最も適切と思われる人を選任します。

相

○高齢者・障がい者権利擁護センター「しんらい」(埼玉弁護士会) ☎ 048(710)5666

毎週月曜～金曜日 午前9時～午後5時

○高齢者・障がい者向け無料電話相談(埼玉弁護士会) ☎ 048(865)5770

毎週月曜～金曜日 午前10時～午後4時

○リーガルサポート埼玉支部 ☎ 048(845)8551

(1)電話による相談 毎週火曜日午後1時～4時

(2)面談による相談

毎週水曜日 熊谷総合相談センター 午後1時～4時

所沢総合相談センター 午後3時～6時

毎週金曜日 浦和総合相談センター 午後1時～4時

越谷総合相談センター 午後1時～4時

予約受付 毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時

○権利擁護センターぱあとなあ埼玉(埼玉県社会福祉士会) ☎ 048(857)1717

毎週土曜日 午前10時～午後1時

予約受付 毎週月曜～金曜日午前9時30分～午後4時30分

○成年後見支援センター(関東信越税理士会) ☎ 048(671)3500

毎週火曜日 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分

○法テラス埼玉 ☎ (0503383)5375

予約受付 毎週月曜～金曜日午前9時～午後5時

情報提供 毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時

コールセンター ☎ (0570)078374

毎週月曜～金曜日午前9時～午後9時

毎週土曜日午前9時～午後5時

※相談料金については各相談窓口にお問い合わせください。

談

窓

□

地域包括支援センターでは、専門職(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置し、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族からの相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

幸手東地域包括支援センター(ウェルス幸手内) ☎ (53)6151・FAX (53)6160

(権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区)

幸手西地域包括支援センター(西公民館内) ☎ (40)3443・FAX (44)0870

(幸手・行幸・長倉・上高野小学校区)

